

## 平成29年第2回滝川市議会定例会（第1日目）

平成29年 6月13日（火）

午前 9時58分 開会

午前11時51分 散会

### ○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 議長報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 報告第 1号 平成28年度滝川市一般会計予算繰越明許費の繰越しについて
- 日程第 6 報告第 2号 平成28年度滝川市公営住宅事業特別会計予算繰越明許費の繰越しについて
- 日程第 7 報告第 3号 平成28年度滝川市土地区画整理事業特別会計予算繰越明許費の繰越しについて
- 日程第 8 議案第 1号 平成29年度滝川市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第 9 議案第 2号 平成29年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

### ○追加日程

- 日程第10 議案第 3号 農業委員会委員の任命について
- 議案第 4号 農業委員会委員の任命について
- 議案第 5号 農業委員会委員の任命について
- 議案第 6号 農業委員会委員の任命について
- 議案第 7号 農業委員会委員の任命について
- 議案第 8号 農業委員会委員の任命について
- 議案第 9号 農業委員会委員の任命について
- 議案第10号 農業委員会委員の任命について
- 議案第11号 農業委員会委員の任命について
- 議案第12号 農業委員会委員の任命について
- 議案第13号 農業委員会委員の任命について
- 議案第14号 農業委員会委員の任命について
- 議案第15号 農業委員会委員の任命について
- 議案第16号 農業委員会委員の任命について
- 議案第17号 農業委員会委員の任命について
- 議案第18号 農業委員会委員の任命について
- 日程第11 議案第19号 損害賠償額の決定について
- 日程第12 議案第20号 市道路線の廃止について

日程第13 議案第21号 滝川地区広域消防事務組合規約の変更について

日程第14 議案第22号 議員の派遣について

○出席議員 (18名)

1番	三上裕久君	2番	堀重雄君
3番	館内孝夫君	4番	清水雅人君
5番	山本正信君	6番	安樂良幸君
7番	本間保昭君	8番	田村勇君
9番	井上正雄君	10番	水口典一君
11番	小野保之君	12番	渡邊龍之君
13番	木下八重子君	14番	山口清悦君
15番	柴田文男君	16番	荒木文一君
17番	関藤龍也君	18番	東元勝己君

○欠席議員 (0名)

○説明員

市長	前田康吉君	副市長	千田史朗君
教育長	山崎猛君	監査委員	宮崎英彰君
会計管理者	田湯宏昌君	総務部長	中島純一君
市民生活部長	館敏弘君	保健福祉部長	国嶋隆雄君
産業振興部長	長瀬文敬君	産業振興部次長	南均君
建設部長	高瀬慎二郎君	建設部次長	山崎智弘君
市立病院事務部長	椿真人君	教育部長	田中嘉樹君
教育部指導参事	栗井康裕君	監査事務局長	加藤孝昭君
総務課長	鎌田清孝君	企画課長	深村栄司君
財政課長	堀之内孝則君		

○本会議事務従事者

事務局長	竹谷和徳君	書記	菊田健二君
書記	村井理君	書記	壽永美和君

開会 午前 9時58分

◎開会宣告

○議 長 ただいまより、本日をもって招集されました平成29年第2回滝川市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、18名であります。

◎開議宣告

○議 長 これより本日の会議を開きます。

ここで、去る5月24日に開催されました全国市議会議長会第93回定期総会において議員10年以上の功績で堀重雄議員、荒木文一議員、関藤龍也議員が一般表彰を受けましたので、その伝達を行います。

それでは、暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時59分

再開 午前10時01分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、議長において関藤議員、東元議員を指名いたします。

◎日程第2 会期決定

○議 長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から6月22日までの10日間といたしたいと思っております。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、会期は10日間と決定いたしました。

◎日程第3 議長報告

○議 長 日程第3、議長報告を行います。

報告事項は、お手元に印刷配付のとおりでありますので、お目通しをお願いいたします。

以上で議長報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議 長 日程第4、行政報告を行います。

行政報告を求めます。市長。

○市 長 おはようございます。6月13日から22日までの10日間にわたりまして平成29年第2回滝川市議会定例会が招集され、一般会計補正予算等諸議案と報告案件をご審議いただくわけですが、提案を申し上げます各議案につきましては、それぞれ詳しくご説明、ご報告を申し上げますので、十分ご審議をいただきまして原案にご賛同いただきますよう冒頭お願いを申し上げます。

議長に行政報告についての発言の許可をいただきましたので、ご報告を申し上げます。平成29年2月21日から平成29年5月30日までの間の行政報告につきましては、お手元に印刷配付のとおりでございますので、お目通しをいただき、私から別途以下の件につきまして口頭でご報告を申し上げます。

初めに、5月30日から6月1日にかけて行われた根室本線対策協議会による先進地視察と北海道選出国會議員及び国に対する要請活動についてご報告申し上げます。今回の視察と要請活動には構成4市2町の市長や副市町長、議会議長ら計21人が参加し、本市からは私と水口議長が参加をいたしました。まず、5月30日、ローカル線活性化の成功事例として知られる千葉県のいすみ鉄道を視察しました。昨年富良野市で開催された鉄道フォーラムにおいて基調講演をいただいたいすみ鉄道株式会社、鳥塚亮社長も同乗され、車窓からの見どころなどをご紹介いただきながら、全区間約27キロを乗車いたしました。途中の国吉駅では、地元住民により組織されたいすみ鉄道応援団の皆さんとの意見交換の場もありました。慢性的な赤字経営が続き、廃線もやむなしと諦めかけていた中、鉄路を残そうという鳥塚社長の熱意に打たれ、今では地域の方々が率先してボランティアで沿線に菜の花を植えたり、駅舎を清掃したりするなど、鉄路を守るのだという強い覚悟を持って地域ぐるみで取り組まれる姿に心を打たれました。ある世論調査では、約7割の道民の皆さんが路線の見直しに賛成あるいは容認するという結果が得られています。これは、路線見直しの発表後、JR北海道の経営の厳しさが道民に深く浸透してきたことと経営が立ち行かなくなると全道の鉄道がストップしてしまうことが懸念され、それを避けたい苦渋の判断と推察するところでもあります。今回の視察を通しまして、改めて利用促進に向けて市民の皆様は鉄路を残す意味を理解をさせていただき取り組みを初め、協議会を通じてホームページやフェイスブック等による情報発信についても検討してまいりたいと考えております。

翌5月31日と6月1日には、道内選出の衆参国會議員と石井国土交通大臣に対し、根室本線の維持存続に向けた国からの支援拡充等について要請を行いました。その際、石井大臣からは、地域の協議には北海道とともに国も参画をして、一緒に考えていきたいとの発言をいただいたところがあります。現在協議会と道、JR北海道、北海道運輸局の担当者により路線維持に向けて経費節減や利用促進、住民意識の醸成などの方策を話し合う検討会議を構成市町の持ち回りで開催しており、去る6月7日には滝川市で会議が開催されたところでもあります。この検討会議においては、今回の視察等の結果も踏まえながら、10月には各市町の首長で構成される役員会に中間報告を行い、年度末までに検討結果をまとめる予定となっておりますので、ご理解を賜りますようお願いをいたし

ます。

次に、平成28年度の各会計決算につきましてご報告をさせていただきます。この件につきましては、第3回定例会におきまして正式な手続を踏みまして、議会の承認を求めることになるわけですが、5月末日をもって一般会計及び特別会計の出納整理期間が終了し、一応の計数がまとまりましたので、その概要につきまして簡潔にご報告申し上げます。一般会計におきましては5億1,059万円の剰余となったところですが、前年度からの繰越金が主な要因となっております。その他としましては、歳入では市税が予算に対して1億3,601万円の増となっており、歳出では除雪排雪対策費が6,417万円の減のほか、各事業の歳出抑制に努めたことなどによるものです。なお、繰越明許費繰越額が37万円ありますので、それを差し引いた5億1,022万円が実質収支額となります。次に、特別会計ですが、国民健康保険特別会計は1億562万円の収支不足となり、29年度会計からの繰り上げ充用金で補填をしたところでございます。公営住宅事業特別会計は8,223万円の剰余となりましたが、これは前年度からの繰越金及び経費節減などによるものです。なお、繰越明許費繰越額が10万円ありますので、それを差し引いた8,213万円が実質収支額となります。介護保険特別会計の保険事業勘定は1億2,180万円の剰余となりましたが、前年度からの繰越金及び保険給付費の減などによるものです。次に、介護サービス事業勘定は2,853万円の剰余となりましたが、これにつきましても前年度からの繰越金などによるものです。また、後期高齢者医療特別会計は147万円の剰余となったところですが、前年度からの繰越金などによるものです。土地区画整理事業特別会計は歳入歳出同額となっており、剰余金は発生しておりません。続きまして、企業会計におきましては、下水道事業会計は収益的収支で7,953万円の純利益となりました。また、資本的収支では5億6,491万円の差し引き不足となり、当年度分損益勘定留保資金などで補填したところですが、病院事業会計は、収益的収支で3億7,416万円の純損失となりました。また、資本的収支では3億2,206万円の差し引き不足となり、当年度分損益勘定留保資金などで補填をしたところですが、以上、一般会計ほか各会計の決算概要につきましてのご報告といたします。

最後に、農作物の生育状況についてご報告いたします。まず、4月からの気温の経過ですが、5月中旬に気温の低い日もありましたが、平均気温は平年より高い傾向にあり、降水量、日照時間ともに平年並みに推移しました。このことから農作業、作物の生育ともに順調に進んでいる状況です。6月1日現在の主な作物の生育状況ですが、水稻は移植期が平年より3日早い5月22日となり、移植作業は順調に進み、植え傷みも少ない状況です。秋まき小麦は、気温が高く推移したため出穂が平年より6日早く進んでいます。大豆は、播種が平年より2日早く、作業が順調に進んでいます。タマネギは、好天により生育が昨年より4日早く進んでおります。リンゴは、目立った病害虫の被害は見られず、好天により開花も順調に進み、満開期は平年より4日早い5月25日となったところですが、菜種は、開花期が平年より1日早い5月18日となり、開花は100パーセント進み、生育も順調に進んでおります。

以上を申し上げまして行政報告といたします。

○議 長 次に、教育行政報告を求めます。教育長。

○教育長 議長に教育行政報告の発言の許可をいただきましたので、以下ご報告を申し上げます。  
平成29年2月21日から29年5月30日までの間の教育行政報告につきましては、お手元に印刷配付させていただいておりますので、お目通しいたゞき、以下1点について口頭でご報告を申し上げます。

石狩川河川敷パークゴルフ場の利用状況につきましてご報告いたします。石狩川河川敷パークゴルフ場、施設愛称北海道コカ・コーラパークフィールド72につきましては、全8コース中先行して5月10日に3コースで仮オープンいたしました。利用状況としましては、仮オープンから5月31日まで延べ21日間開場し、悪天の影響もありましたが、延べ3,211名、1日平均約153名にご利用いただきました。うち滝川市民の利用は約88パーセントとなっております。市外からの利用としましては、遠くは道外が横浜市、道内は根室市、函館市、稚内市からのほか、近隣では新十津川町からの利用が最も多くなっております。団体利用では、延べ164名の利用がありました。また、施設面におきましては、5月31日に簡易トイレを完備したトレーラーハウスを導入し、クラブハウスとして設置いたしました。現在7月1日のグランドオープンに向け、万全なコース状態でお客様をお迎えできるよう芝の手入れに力を入れ、コース整備に日々努めております。当パークゴルフ場は、子供から高齢者まで幅広い世代が集い、気軽に楽しめるスポーツとして親しんでいただける憩いの場にしていきたいと考えております。

以上を申し上げます教育行政報告といたします。

○議長 報告が終わりました。

これより口頭による報告事項に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これをもちまして行政報告を終わります。

◎日程第5 報告第1号 平成28年度滝川市一般会計予算繰越明許費の繰越しについて

○議長 日程第5、報告第1号 平成28年度滝川市一般会計予算繰越明許費の繰越しについてを議題といたします。

説明を求めます。総務部長。

○総務部長 ただいま上程されました報告第1号 平成28年度滝川市一般会計予算繰越明許費の繰越しについてご説明いたします。

平成28年度滝川市一般会計補正予算(第6号)及び(第7号)において、国の補正予算(第2号)に対応するための事業や災害復旧など8つの事業について、地方自治法第213条第1項の規定による繰越明許費として議決いただいたところでございます。この翌年度に繰り越す8つの事業に係る繰越計算書について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、次のとおり報告するものでございます。

2款3項、個人番号カード等関連事務交付事業、翌年度繰越額320万1,000円、これに係

る財源内訳ですが、未収入の特定財源として国庫支出金が320万1,000円でございます。

3款1項臨時福祉給付金（経済対策分）給付事業、翌年度繰越額1億5,446万3,000円、これに係る財源内訳ですが、未収入の特定財源として国庫支出金が1億5,446万3,000円でございます。

8款4項、3・4・15号西二号通道路改良工事、翌年度繰越額3,998万8,000円、これに係る財源内訳ですが、未収入の特定財源として国庫支出金が2,339万2,000円、地方債が1,650万円で、一般財源が9万6,000円でございます。

8款4項、土地区画整理事業特別会計繰出金、翌年度繰越額3,827万5,000円、これに係る財源内訳ですが、未収入の特定財源として国庫支出金が3,826万5,000円で、一般財源が1万円でございます。

8款4項、3・4・7号鈴蘭通道路線形改良工事、翌年度繰越額2,623万7,000円、これに係る財源内訳ですが、未収入の特定財源として国庫支出金が1,544万2,000円、地方債が1,070万円で、一般財源が9万5,000円でございます。

次のページをお開きください。8款4項、3・4・7号鈴蘭通占用物件補償費、翌年度繰越額560万円、これに係る財源内訳ですが、未収入の特定財源として国庫支出金が332万1,000円、地方債が220万円で、一般財源が7万9,000円でございます。

8款5項、公営住宅事業特別会計繰出金、翌年度繰越額1,750万円、これに係る財源内訳ですが、未収入の特定財源として国庫支出金が1,750万円でございます。

15款2項、石狩川野球場災害復旧事業費、翌年度繰越額1,539万3,000円、これに係る財源内訳ですが、未収入の特定財源として地方債が1,530万円で、一般財源が9万3,000円でございます。

以上で報告第1号の説明といたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。清水議員。

○清水議員 おはようございます。報告第1号のこの繰越計算書の書かれ方というか、そこについてお伺いしたいのですが、それぞれ1ページ、2ページ、全8項目につきまして翌年度繰越額の財源内訳は、ほとんどが未収入特定財源となっています。わずか10万円未満の一般財源がその横に書かれているわけですが、平成29年度にこれらの事業を実際に行う場合にはこれだけでは当然足りないわけで、それに係る必要な一般財源についてはここには書かれないということで、29年度に執行するときにその一般財源を予算化するという、そういう流れになるのかということが1点目。

2点目は、8款土木費で公営住宅事業特別会計繰出金で1,750万円が繰出金として繰越明許されると。これと次に報告第2号でご説明されるこの2つの項目の1,750万円との関係についてお伺いいたします。

以上です。

（何事か言う声あり）

○清水議員 失礼いたしました。2点目については、報告第2号の中に明細書のところに書かれて

おりましたので、1点目だけお伺いいたします。

○議 長 清水議員の質疑に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 ご質疑に対して答弁をさせていただきます。

まず、翌年度の繰越額でございますが、基本的にはこの金額が平成29年度に繰り越して行う事業のアップパーといいますか、上限額でございます。今質疑の中で一般財源が出てきたという部分でお話ございましたが、この部分で出てきている金額につきましては、あくまでも未収入特定財源につきましては、地方債が10万円単位という部分がございますので、その10万円単位で満たない端数の部分が一般財源で確保するという形になりますので、あくまでも一般財源が出てきている部分については、地方債を充てる事業についてのみ記載が出てくるということでご理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議 長 清水議員。

○清水議員 確認をいたしますが、例えば個人番号カード関連事務交付事業というのは320万1,000円が事業の上限ということではありましたが、上限とはいってもほぼこれぐらいかかるということで未収入特定財源が同額で書かれているということなのだというご説明だったと思うのですが、まず総事業額は恐らく600万円とか500万円とかではないのかというのが私の最初の質疑の意図なのです。国庫支出金は、当然事業費、全額の場合もありますけれども、個人番号なんかは全額国庫支出金が出るかもしれませんが、一方土木費の改良工事や土地区画整理事業などは、これは国庫支出金で100パーセント賄われるということは絶対ありませんので、これが平成29年度この事業をやるときに例えば8款土木費の都市計画費でいえば二、三千万円、あるいはそれ以上の新たな一般財源を29年度の予算で、既にこれは予算書に載っているのかもしれませんが、これは29年度の予算ということで、この表の中にはその部分は書かれていないのかという、そういうことを私はお聞きしたので、それを確認をしたいと。

それで、一般財源の地方債については、10万円という数字を先ほど言われたのですが、確かにこれは全部10万円未満ですけれども、実際の起債は10万円以上になるかもしれないけれども、ここではこういう書き方をしているのかという確認をしたいとします。

○議 長 総務部長。

○総務部長 当初提案理由の中でも実は申し上げましたが、あくまでも今回の部分については、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越すというものについて報告しているものでございまして、議員がおっしゃられた29年度事業についてはこの分は当然入っていないということでございますから、あくまでも法にのっとった提案をさせていただいているということでご理解をいただきたいとします。

以上です。

○議 長 清水議員。

○清水議員 今回の部分については理解いたしました。

起債の一般財源の例えば8目では未収入特定財源の中に地方債が1,650万円書かれていて、

横には9万6,000円という一般財源が書かれていると。この9万6,000円の意味というのは、地方債に関係して一般財源が9万6,000円という数字が書かれていることは先ほどのご説明でわかるのですけれども、この9万6,000円というのはどういう数字なのかと。例えば地方債を借りるためにこの9万6,000円だけがいわゆる手数料みたいな形で一般財源の支出が必要だったのがここに書かれているとか、あるいはほかの理由で書かれている。また、その下の3,826万5,000円でいえば1万円という数字が載っているのです。この数字の意味及び根拠について再度ご説明を求めます。

○議 長 答弁に時間を要するため、暫時休憩といたします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時31分

○議 長 会議を再開いたします。

総務部長。

○総務部長 まず、財源の内訳でございますが、例えば3つ目の土木費の都市計画費の3・4・15号の部分为例に出していただきましたが、この部分につきましては総事業費は3,998万8,000円というふうに記載してございますが、まずこの事業を執行するに当たりまして国庫補助金がどれくらい充当できるのかという部分で、国庫補助金では補助金の残った部分については起債対象がどのくらいになるのかという部分で起債額が満度、先ほど言ったように10万円単位ですので、その残った額を一般財源で充当しているということでございます。

ただ、今議員がもう一つおっしゃられた土地区画整理事業の部分でございますが、これは国庫支出金の方が、一般財源が1万円という部分でございますが、これにつきましては社会資本整備交付金という部分でございますが、この3,826万5,000円の国庫支出金がこの事業に対して上限ということで、一般財源として1万円を支出せざるを得なかったということをご理解をいただきたいと思えます。

以上です。

○議 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて質疑を終結いたします。

報告第1号は、報告済みといたします。

◎日程第6 報告第2号 平成28年度滝川市公営住宅事業特別会計予算繰越明許費の繰越しについて

○議 長 日程第6、報告第2号 平成28年度滝川市公営住宅事業特別会計予算繰越明許費の繰越しについてを議題といたします。

説明を求めます。建設部長。

○建設部長 ただいま上程されました報告第2号 平成28年度滝川市公営住宅事業特別会計予算繰越明許費の繰越しについてご説明いたします。

平成28年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算（第2号）におきまして、国の補正予算（第2号）に対応するための社会資本整備総合交付金事業の2つの事業について、地方自治法第213条第1項の規定による繰越明許費として議決いただいたところでございます。この翌年度に繰り越す2つの事業に係る繰越計算書について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、次のとおり報告するものでございます。

1款2項、滝の川団地16—2号棟給排水管改修・給水直圧化工事、翌年度繰越額1,750万円、これに係る財源内訳ですが、未収入の特定財源として他会計繰入金が875万円、地方債が870万円で、一般財源が5万円でございます。

同じく1款2項、滝の川団地16—3号棟給排水管改修・給水直圧化工事、翌年度繰越額1,750万円、これに係る財源内訳につきましても同様に未収入の特定財源として他会計繰入金が875万円、地方債が870万円で、一般財源が5万円でございます。

以上で報告第2号の説明を終わります。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

（なしの声あり）

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第2号は、報告済みといたします。

◎日程第7 報告第3号 平成28年度滝川市土地区画整理事業特別会計予算繰越明許費の繰越しについて

○議 長 日程第7、報告第3号 平成28年度滝川市土地区画整理事業特別会計予算繰越明許費の繰越しについてを議題といたします。

説明を求めます。建設部長。

○建設部長 ただいま上程されました報告第3号 平成28年度滝川市土地区画整理事業特別会計予算繰越明許費の繰越しについてご説明いたします。

平成28年度滝川市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）において、国の補正予算（第2号）に対応するための事業について、地方自治法第213条第1項の規定による繰越明許費として議決いただいたところでございます。この翌年度に繰り越す2つの事業に係る繰越計算書について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、次のとおり報告するものでございます。

1款1項、3・4・15号西二号通道路改良工事、翌年度繰越額3,863万9,000円、これに係る財源内訳ですが、未収入の特定財源として他会計繰入金2,313万9,000円、地方債1,550万円でございます。

同じく1款1項、整地工事、翌年度繰越額2,613万6,000円、これに係る財源内訳です

が、未収入の特定財源におきまして他会計繰入金が1,513万6,000円、地方債が1,100万円でございます。

以上で報告第3号の説明を終わります。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第3号は、報告済みといたします。

◎日程第8 議案第1号 平成29年度滝川市一般会計補正予算(第1号)

○議長 長 日程第8、議案第1号 平成29年度滝川市一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

○副市長 ただいま上程されました議案第1号 平成29年度滝川市一般会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。

今回の補正は、労務単価の改定に伴う除雪等委託料の補正及び事業内容の変更に伴う道営土地改良事業負担金への補正並びに強風により被害を受けた滝川市肉用牛肥育センターの屋根の災害復旧工事のための補正が主な内容となっております。

1ページをごらんください。第1条第1項で、歳入歳出の総額にそれぞれ7,155万円を追加し、予算の総額を199億5,655万円とするものでございます。

第2項で、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表によるところでございます。

第2条、地方債の補正でございますが、地方債の追加及び変更は、第2表によるところでございます。

2ページから3ページまでは、第1表、歳入歳出予算補正でございますので、お目通しをお願いいたします。

5ページをお開き願います。第2表、地方債補正でございます。まず、追加であります。災害復旧事業債を追加し、限度額を440万円とするもので、4月18日の強風により被害を受けた滝川市肉用牛肥育センターの屋根の災害復旧工事費の財源に充てたいとするものでございます。

次に、変更であります。一般廃棄物処理事業債は2,520万円を増額し、2,780万円に、道営経営体育成基盤整備事業債は760万円を増額し、3,050万円にしたいとするもので、一般廃棄物処理事業債につきましては新たに起債が同意されることとなり、中空知衛生施設組合の汚泥乾燥機改修工事費の財源に充てるため変更したいとするものでございます。また、道営経営体育成基盤整備事業債につきましては、道営土地改良事業負担金の増額に伴い変更したいとするものでございます。

続きまして、補正の内容につきまして事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、1

0ページ、11ページをお開き願います。2款1項1目一般管理費、補正額110万円の増額につきましては、ふるさと納税の推進に要する経費の補正でございます。ふるさと納税の寄附額の増額を目指し、官民一体となり取り組みを進めるため設立したふるさと発展推進会議に対し補助金を交付し、都市圏でのシティーセールスPR事業や滝川市と関連のある企業を訪問し、滝川市の知名度向上やふるさと納税推進活動を実施するために補正したいとするもので、費用の全額をふるさと基金から繰り入れしたいとするものでございます。

2款1項4目財産管理費、補正額2,660万円の増額につきましては、財産の取得、管理及び処分に要する経費の補正で2点ございます。1点目は、中空知衛生施設組合の汚泥乾燥機改修工事費について平成29年度当初予算では一般財源としておりましたけれども、平成29年度に入り、起債対象として同意されることとなったことから、当初予算にて措置していた歳出の一般財源分を財源振りかえすることとし、その調整として2,520万円を財政調整基金に積み立てたいとするものでございます。2点目は、滝川警察署の建てかえに伴い、建設場所となる市有地の用地確定測量を行うため140万円を補正したいとするものでございます。

2款1項7目市民生活推進費、補正額77万7,000円の増額につきましては、消費者行政推進事業に要する経費の補正でございます。消費生活相談員等の資質を向上させ、消費生活相談がより一層適正かつ迅速な対応となることを目的とし、国民生活センターなどが開催する研修に相談員を積極的に参加させ、国家資格である消費生活相談員資格取得を目指すとともに、パンフレット等を配布し、地域や学校における啓発活動を行いたいとするもので、費用の全額が北海道消費者行政推進事業補助金で措置されるものでございます。

4款1項4目環境衛生費、補正額499万円の増額につきましては、二酸化炭素排出抑制対策事業等に要する経費の補正でございます。第2次滝川市環境基本計画地域行動計画に基づき展開する市民運動エコライフたきかわに環境省が推進している国民運動、クールチョイスの視点を踏まえて、地域でのクールビズ、ウォームビズやエコドライブなどの低炭素ライフスタイルの普及啓発活動を行いたいとするもので、費用の全額が一般財団法人環境イノベーション情報機構の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金で措置されるものでございます。

4款1項5目他会計繰出金、補正額57万3,000円の増額につきましては、他会計繰出に要する経費の補正でございます。平成29年8月施行の高額療養費制度の見直し並びに平成30年度からの国民健康保険制度改正に必要なシステム改修等に伴い、国民健康保険特別会計繰出金の増額を行いたいとするものでございます。

4款2項1目じん芥処理費につきましては、歳出予算額の変更はございませんが、事業費の財源調整に伴う一般廃棄物処理事業債の補正により2,520万円の財源の振りかえを行いたいとするものでございます。

6款1項2目農業振興費、補正額500万円の増額につきましては、農業の振興に要する経費の補正でございます。本年4月18日の強風により本市の基幹作物である水稻の育苗用ビニールハウスに大きな被害が生じたことから、被災した農業者に対し被害を受けたビニールハウスの復旧費用を支援するため滝川市農業振興補償融資に特別枠を設けることとし、その原資を補正したいとする

ものでございます。なお、融資の条件としては、融資限度額400万円、償還期間を6年以内として、今年度の償還は1年間据え置きすることができるものとし、利率は0.4パーセントを予定してございます。

次のページをお開き願います。6款1項3目畜産業費、補正額831万6,000円の増額につきましては、採草及び放牧事業に要する経費の補正でございます。本年4月18日の強風により滝川市肉用牛肥育センター東側畜舎の屋根が被害を受けたことから災害復旧工事を行うもので、費用のうち45.9パーセントが全国市有物件災害共済会の災害共済金で補填され、残額については災害復旧事業債が充当されるものでございます。

6款1項4目農地費、補正額849万9,000円の増額につきましては、土地改良に要する経費の補正でございます。道営土地改良事業の事業内容の変更に伴い、市負担対象事業が増加したことから、道営土地改良事業負担金を増額したいとするものでございます。

8款2項1目道路維持費、補正額1,095万3,000円の増額ですが、道路・橋りょうの維持に要する経費367万4,000円の増額、街路樹の整備に要する経費20万7,000円の増額、除雪・排雪対策に要する経費599万3,000円の増額、流雪溝の維持管理に要する経費107万9,000円の増額につきましては、平成29年2月に公共工事労務単価が改定されたことにより、当初予算で措置できなかった道路側溝等補修委託料を初め既に発注している委託料等を含め、今後不足する見込みである各経費についてそれぞれ補正したいとするもので、流雪溝の維持管理につきましては、国土交通省から81パーセントが流雪溝維持管理委託金として財源措置されます。

8款3項1目河川維持費、補正額10万円の増額につきましては、河川維持管理に要する経費の補正でございます。同様に公共工事労務単価の改定により本年度の河川補修等委託料が不足する見込みとなったことから補正したいとするものでございます。

8款4項3目公園管理費、補正額33万7,000円の増額につきましては、公園管理に要する経費の補正でございます。同様に公共工事労務単価の改定により、本年度の公園管理等委託料が不足する見込みとなったことから補正したいとするものでございます。

10款2項1目学校管理費、補正額49万7,000円の増額につきましては、その他小学校教育の実施及び管理に要する経費の補正でございます。平成29年3月31日付文部科学省通知により小学校における要保護の新入学児童生徒学用品費等の予算単価が改定されたことに伴い、準要保護児童就学援助費の新入学児童生徒学用品費等の単価も要保護の単価に準じて改定を行うことで本年度の新入学児童生徒学用品費が不足する見込みとなるため、補正したいとするものでございます。

10款3項1目学校管理費、補正額107万6,000円の増額につきましては、その他中学校教育の実施及び管理に要する経費の補正でございます。同様に中学校における要保護の新入学児童生徒学用品費等の予算単価が改定されたことに伴い、準要保護生徒就学援助費の新入学児童生徒学用品費等の単価も要保護の単価に準じて改定を行うことで本年度の新入学児童生徒学用品費が不足する見込みとなったため、補正したいとするものでございます。

10款6項4目図書館費、補正額272万3,000円の増額につきましては、図書館の運営管

理に要する経費の補正でございます。寄附者の意向により図書購入のためにと複数の方よりご寄附を賜りました272万3,000円を財源といたしまして、一般書などを購入したいとするために補正したいとするものでございます。

以上、歳出合計で7,155万円の増額となったところでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、8ページ、9ページをお開き願います。15款3項3目土木費委託金87万3,000円の増、16款2項8目総務費補助金77万7,000円の増、19款2項1目基金繰入金110万円の増は、いずれも歳出関連でございます。

20款1項1目繰越金1,777万9,000円の増につきましては、補正に必要な一般財源を繰越金で調整したいとするものでございます。

21款3項3目農業振興補償融資貸付金収入500万円の増、21款5項2目雑入882万1,000円の増は、いずれも歳出関連でございます。

22款1項2目衛生債2,520万円の増は、新たに起債が同意されるものでございます。

22款1項3目農林業債760万円の増、22款1項7目災害復旧債440万円の増は、いずれも歳出関連でございます。

以上、歳入合計で7,155万円の増額となったところでございます。

以上を申し上げまして議案第1号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。館内議員。

○館内議員 私のほうからは、大きく2点質疑がございます。

まず、歳出についての質疑をさせていただきますが、2款1項4目、委託料のことについてお伺いさせていただきます。ページ数は10ページから11ページということで、市有地用地確定測量委託料ということですが、6月1日の総務文教常任委員会の資料に細かくその流れは書いているのですが、今後の測量とか解体、また立ち退き料や引っ越し代などは、こちらは道から支払われるのか、道から支払うことになるのかお尋ねしたいということと、あと12ページ、13ページの8款のまた13節の委託料のことについてですが、労務単価のことでちょっとお聞きしたいと思ひまして、労務単価は5年連続引き上げられておりますが、平成24年と29年を比較してみました。例えばなのですけれども、交通誘導員のAとBがございまして、Aは24年には1日7,900円、これを25日掛けますと19万7,500円となります。29年度になりますと、同じ交通誘導員Aは1万2,300円、また同じく25日を掛けますと30万7,500円となります。続いて、一般の運転手、運転手も数種類ございまして、一般を取り上げてみました。24年は1万1,100円、こちらに25日掛けますと27万7,500円、29年は1万5,700円、こちらも25日掛けますと39万2,500円とどちらも11万円ほど上がっているのですけれども、計算しますとこの5年間の間でかなり11万円という金額が引き上げられているように思えますが、小さな1点目としては、市民の声を聞きますと実際に上がっているように感じられていないのではないかと。本市としては、こちらの部分は把握されているのかということをお尋ねしたいことと、あ

と小さな2点目としては、下請や孫請にいくに従って元請が吸収して下がっていることではないかということ、この部分は把握されているのかお尋ねしたいと思います。

以上です。

○議 長 館内議員の質疑に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 まず、用地確定測量についてでございますが、平成30年度に北海道へ売却予定の市有地の現状を確認したところ、境界石が破損あるいは不備であるということが判明したことから、このままでは土地売却をするために必要な面積が確定できないということから用地確定測量を行うものであり、これは売り主である市の負担で行われるというものでございます。

ご質疑の中に解体、立ち退き料、引っ越し代という部分がございますが、恐らく議員は緑町学生会館のことをおっしゃられているのだと思うのですが、まず解体費用につきましては北海道警察、道警と市との建てかえ候補地選定作業を進めていく中におきまして、双方で精力的に選定作業を進めてきたところでございますが、なかなか適地として決定することができず、このままでは建てかえのスケジュールが大幅におくれてしまうということが懸念されたことから、緑町学生会館の建物の解体につきましては市が行うことで最終協議が行われ、それをもって現在地の建てかえの方針が決定したという経過がございます。以上のことから解体につきましては、市が拠出することとしているところでございます。

また、学生会館に入居されている方につきましては、既に契約書におきまして平成30年3月31日をもって退去することになっているところでございまして、去る6月8日に滝川振興公社、これは運営管理を振興公社に委託しておりますので、振興公社が入居者へ説明会を開催し、了承されたところでございます。ということから立ち退き料、引っ越し代等については、当然発生をしないということになります。また、2階、3階は建設協会が区分所有をしていることから、建設協会の立ち退き料につきましては現在建設協会と協議中ということでご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議 長 建設部次長。

○建設部次長 労務単価について市として労務費の実態を把握しているのか、また下請、孫請にいくほど労務単価が下がっているのではないかとのご質疑でございますけれども、まず市としては賃金の支払い実態について把握はしておりません。現在建設業界では現場での人手不足、あと高齢化というものが非常に深刻な問題となっております。そのような状況の中で、労働者確保の観点から下請、孫請の賃金を元請が吸収すると、そういうようなことは行われていないものと判断をしております。

以上です。

○議 長 清水議員。

○清水議員 ただいまの館内議員へのご答弁で、2款1項4目の財産の取得、管理及び処分に要する経費で、まず用地測量委託料については、これは土地を売却する前の費用ということで、これは市が持つのは適当というふうに思いますが、その後の答弁で解体費については市が拠出するという表現をされました。それで、この解体費を市が拠出するというご答弁の内訳をお伺いしたいのです。

けれども、内容をお伺いしたいのですが、この建物は市と建設協会のいわゆる区分所有物件です。これについて市が拠出するというのは、建設協会は一切これについては費用を負担しないということなのか。区分所有であれば、当然それに比例してというようなことが行われるというふうに思うのですが、もしそれが全額を市が拠出するというのであれば、なぜそういった区分所有に応じた負担の仕方にしないのかということが1点目。

そして、2点目は、市が拠出するという、これは恐らく億に近い金になるというふうに思うのですが、これは将来的には道警が応分の負担をするというようなことになっているのかということをお伺いします。

また、大きな2点目としては、立ち退き料なのですが、学生会館、これは解体は来年度から始まるということで、来年の3月末で退去をしていただく。こういった場合、立ち退き料や引っ越し代が出ないということについては、私はちょっとそれは一般的なことなのかなというふうに思うのです。契約が一年一年の更新とかということはあるのかもしれませんが、その立ち退き料及び引っ越し料を払わなくてもよい根拠についてお伺いいたします。

3点目については、建設協会の立ち退き料については今協議中だというご答弁がありました。建設協会との例えば立ち退き料が発生するということになった場合、費用負担はどこがするような方向なのか。

以上の質疑については、今回の測量予算が今後解体、そして更地の売却、ここに至る全ての市の予算の第一歩目ということで、予算審査に必要ということをお伺いすることをつけ加えたいと思います。

以上です。

○議長 清水議員の質疑に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 まず、建物の建設協会が入っている部分についての建設会館の部分でございますが、現在地で建てかえという形が決定した後、市として建設協会に移転について正式に申し入れを行ったという経過がございます。移転に伴いまして協会の中で今後移転先というものが当然出てくる部分になりますが、この部分については協会としてどうされるのかという部分でご検討をいただくということになります。3点目と非常に関連しているような感じも実はするのですが、あくまでも区分所有しているのは、先ほど申し上げましたとおり、2階、3階でございますので、この部分の区分所有分の立ち退き料等については、現在先ほど答弁したとおり協会と協議中ということですので、現段階で詳細については申し上げる段階にはないということをご理解をいただきたいと思っております。

あと、学生会館の入居者の方でございますが、現在実は14名入居されております。既に29年4月から一部分入居されているわけでございますが、その方々につきましては、入居時にある程度建てかえの話が出てきていたものですから、振興公社と協議をしまして、入居の段階で平成30年3月31日をもって契約解除となる可能性もあるということを事前に伝えた上で入居をしていただいているという経過がございます。それが9名という形になりますが、残りの5名につきましては、5名のうち1名は國學院の学生で、来年4月から本学に編入されるとか実質は3月で退去されるという方がおられますので、こういった条件で入居していただいているということで、引っ越しある

いは移転料については発生しないということになっていることをご理解をいただきたいと思いません。

ただ、その5名のうち2名が実はALTが入っておりますので、この方々については移転先を現在検討していただいているということでございます。

解体費のご質疑でございますが、解体費につきましては現在実は解体の設計を行っている段階でございますので、今の段階で正確な数字という形はちょっとお伝えできないということをご理解をいただきたいと思いません。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 この質疑で今後行われることの全面展開する気はそもそもございませんが、解体についてのめどだけはお伺いしないとまずいというふうに思います。

それで、解体の設計を今やっているよと。私が1回目の質疑でお伺いをしたことは、その解体費用をどこが持つのですかと。市が抛出ということとそういう言葉を述べられたので、その言葉の意味をお聞きしたわけです。市が抛出するという事は、市が全額を持つのか、それとも区分所有に応じて持つのか、そして今は市があるいは区分所有に応じて負担するけれども、最終的には道警がそれを負担してくれるのかというこの3つについて明快にお答えをいただきたいと思いません。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 まず、解体につきましては、解体費用でございますが、解体につきましては市のほうで今どれぐらいかかるかという部分の設計を行っております、その部分につきましては市が解体費については負担をするという形になります。ということで、区分所有部分は建設協会が負担するというようなことにはならないということをご理解をいただきたいと思いません。

道警という部分もお話がありましたが、これは最終的に全部確定した後、市の土地を売却という部分になってくると思いますので、これはこの時点で道警と協議した中で金額等については明らかにされてくるというふうに思っておりますので、現段階ではそういう方向で進んでいるということで、今後引き続き協議を行っていくということをご理解をいただきたいと思いません。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 この質疑は、新しい警察が建設されるということは、これは全ての市民が待ち望んでいることで、これは順調にスムーズに進めていただきたいという、基本的にそういう立場でお聞きをしているわけです。ただし、そこで今のご答弁では解体費、あるいは建設協会に対する立ち退き料については、市が負担をする可能性があるご答弁なのです。最終的には土地を売却するときというときにお話がありましたけれども、道が土地を市から購入する場合は、当然固定資産税評価額以外の金額では予算化できません。それについてそのときに何か協議するというご答弁なのですが、ではお聞きをいたしますけれども、そのときに解体費を市が一時的に負担したのだと。しかし、ずっと続けて市民のために使えたものなのだから、その解体費全額とは言わなくても、まだ使えた部分というのか、まだ償却が残っている部分についてぐらいは解体費を道で持ってください、あるいは

は建設協会の立ち退き料については道警で持ってくださいというような話し合いの余地が今あるというふうに理解をしてよろしいのでしょうか。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 再質疑についてご答弁させていただきますが、まず基本的に土地の売却ということになりますので、固定資産の評価額という部分は当然議員がおっしゃられたとおりでございます。現段階で明確にお答えできないというのは、土地の面積はこれから詳細に測量するという部分もお話ししておりますし、今後の協議の中でということも出てきますが、ただ基本的に滝川市も北海道警察も同じ地方公共団体でございますので、双方適正な価格で取引されるというのがまず前提だというふうに思っておりますので、それを前提の中で協議を進めていくということでご理解をお願いします。

○議長 長 本間議員。

○本間議員 1点だけ質疑をさせていただきます。

10ページ、11ページの環境衛生費の二酸化炭素排出抑制対策事業等に要する経費というところでございまして、これは一般財団法人環境イノベーション情報機構からの補助金で、低炭素ライフスタイル普及啓発活動を行うということございまして、具体的にどのようなことをされるのかということをご説明をいただきたいということが1点と、それからこの245万円の委託料に関して、どのような内容でどういうところに出すことになるのかということについて2点お伺いいたします。

○議長 長 本間議員の質疑に対する答弁を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 ご質疑にお答えします。

この事業については、ご承知のとおり、昨年度に引き続いて2年度目になる事業でございます。国からもかなり高い評価をいただきまして、環境政策的にはテーマとして環境教育というところを柱に進めてきています。29年度事業については、主に地球温暖化防止活動の普及大使の育成、高校生への環境教育ということで、例えば高校生とか短大生、短大生は教職課程の学生ですけれども、そういった生徒、学生に環境教育の指導者、普及大使としての勉強、研修を積んでいただき、市内の幼稚園、小学校、こういったところに出向いて環境をわかりやすく指導すると、こういう事業がございまして。また、クールチョイス、それからエコたきということでテーマでやっていますけれども、こういったものを市民の皆様に周知するための事業、それからエコドライブの推進ということで、空知自動車学校のご協力を得てエコドライブの教室を開いたり、地球温暖化のワークショップを開いたり。毎年環境市民大会をやっていて、100名ぐらいの市民の皆さんにお集まりいただいているのですが、今年度におきましては滝川高校の全校生徒、保護者、それから中学生、市民の皆さん1,000人規模の環境市民大会を行いたいということで考えております。

委託料につきましては、例えば北海道環境財団の指導者の方に来ていただいて教えていただいたり、そういった部分の委託料が主になってくると思います。

以上でございます。

○議長 長 本間議員。

○本間議員 ありがとうございます。

委託料のことにつきましては、その財団というところに委託料ということになるのかどうかというのが何となくぴんとこないのですけれども、もうちょっとご説明いただけたらと思います。

○議長 市民生活部長。

○市民生活部長 委託料につきましては、まず1つは、先ほど北海道環境財団、これは補助金をもらうのは東京の環境イノベーションというところなのですけれども、北海道環境財団に指導者の方がいらっしゃるしまして、滝川のほうに先ほど申しあげました高校生とか短大生、学生にいろんな環境のことを指導していただいて研修していただくという委託料、それからいろんな教室もございまして、そのときにご指導いただく委託料、ほかには例えば市民周知の部分では市内の報道等に広告料としていく委託料もございまして、また、ステッカーとかをつくりまして、タクシーに張っていただいたり、例えばバスにステッカーを張っていただいたりとか、そういった事業も今考えてございますので、そういったことを総体的に委託料ということで考えております。

○議長 長 本間議員。

○本間議員 済みません。まだ少しわからないのですが、要するにちょっと決まっていますということでもあるのですか。245万円の出る先が完全に決まっているわけではないということなのか。正直その中に広告料の話がありましたけれども、広告料というものは136万1,000円計上されているということもあるので、どうして科目が違ってくるのかということもちょっと気になるので、その辺のご説明をいただきたいと思います。

○議長 長 答弁に時間を要するため、暫時休憩といたします。

休憩 午前11時20分

再開 午前11時23分

○議長 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

本間議員の質疑に対する答弁を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 大変お待たせをして申しわけございません。

委託料につきましては、先ほど私は資料を間違えて次のページの広告料も読んでしまったので、申しわけございません。それで、今委託料の内訳についてご説明したいと思います。委託料は、全て北海道環境財団にお願いする委託料でございます。この北海道環境財団の委託のうち、それぞれアドバイザーの方に延べ49人分ということでかなりの回数でございますので、おおむね150万円ぐらいは人件費でございます。150万円にプラス25万円ですから、170万円ちょっとが人件費になります。それから、滝川に何回もお見えになりますので、その分につきましては交通費とかではなくて、レンタカーということで何人かで滝川に来ていただきますので、賃料ということでレンタカー等の交通費が13万円程度になってございます。おおむねそういうことでございます。残りも旅費とか、要するに大きく言いますと人件費と交通費ということになります。

○議長 長 ほかに質疑ありますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。清水議員。

○清水議員 日本共産党を代表して、議案第1号 平成29年度滝川市一般会計補正予算(第1号)を可とする立場で討論を行います。

市有地用地確定測量委託料が今回この新しい警察署に対して市が土地を譲渡する上での初めての予算となるということで、質疑でかなり詳しくお聞きをいたしました。その結果、現在の建設会館、これは区分所有となっておりますが、全額を市が拠出するということになる市民の財産を本来であれば一定の価格を道警に負担をしていただく、あるいは古い建物ですから解体費は市が負担して当然だと、そういったようなことについて市民に対してきちんとした説明が求められることだということがわかりました。今後この新しい滝川警察署を建設する上での市有地の譲渡に向けては、透明、公正な進め方、市民への説明を十分行うことを求めて、賛成討論といたします。

○議 長 ほかに討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は可決されました。

◎日程第9 議案第2号 平成29年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

○議 長 日程第9、議案第2号 平成29年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 それでは、議案第2号 平成29年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)につきましてご説明申し上げます。

補正の理由につきましては、大きく2点でございます。1点目は、29年8月から高額療養費制度の見直しに伴うシステム改修、平成30年度からの国保制度改革に伴うシステム改修費用でございます。2点目は、国保連合会に設置されます国保情報集約システムと連携するためのパソコンとネットワーク機器を購入し、資格などに関する日々の情報を自動的に連携するための費用、この2点について追加補正したいとするものです。

1ページをお開きください。第1項で、歳入歳出予算にそれぞれ707万9,000円を追加し、補正後の総額をそれぞれ56億3,212万3,000円とするものでございます。

第2項で、補正の款項の区分、当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

2 ページ、3 ページは第 1 表、歳入歳出予算補正、4 ページ、5 ページは歳入歳出補正予算事項別明細書、総括でございますので、お目通し願います。

続きまして、補正の内容につきまして事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、8 ページ、9 ページをお開き願います。1 款 1 項 1 目一般管理費、1 3 節委託料 6 6 8 万円の追加については、システム改修に係る委託料です。1 8 節備品購入費 3 9 万 9, 0 0 0 円の追加については、システム連携用のパソコン等の購入費です。

以上、歳出合計で補正額 7 0 7 万 9, 0 0 0 円となったところでございます。

続きまして、歳入についてご説明を申し上げますので、6 ページ、7 ページをお開き願います。2 款 2 項 1 目財政調整交付金、補正額 3 6 万 9, 0 0 0 円につきましては、高額療養費制度見直しに伴うシステム改修に係る国庫補助金です。

2 目国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金、補正額 2 6 3 万 7, 0 0 0 円につきましては、科目新設で 3 0 年度からの国保制度改革に向けたシステム改修に係る国庫補助金です。

5 款 2 項 1 目財政調整交付金、補正額 5 0 万円につきましては、国保情報システムに係るデータ連係用パソコンとネットワーク機器の購入に係る北海道からの補助金です。

8 款 1 項 1 目一般会計繰入金、補正額 5 7 万 3, 0 0 0 円につきましては、北海道の補助基準に不足する費用を一般会計繰入金で補うものでございます。

歳入合計で補正額 7 0 7 万 9, 0 0 0 円となったところでございます。

以上を申し上げ、議案第 2 号の説明とさせていただきます。ご審議についてよろしく願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 2 号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第 2 号は可決されました。

◎日程の追加について

○議 長 お諮りいたします。

本日の日程は全て終わりましたが、過日の議会運営委員会で確認したとおり、あすの日程を本日に繰り上げ、これを日程に追加し、議題といたしたいと思いますので、追加日程表を配付をいたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時35分

再開 午前11時37分

○議長 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま配付いたしました追加日程表のとおり本日の日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、日程番号第10から第14までを本日の日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎発言の訂正について

○議長 長 先ほどの議案第2号、国民健康保険特別会計補正予算の提案説明の内容につきまして金額の訂正がございますので、この発言を許したいと思います。市民生活部長。

○市民生活部長 先ほどの補正予算で読み間違えたということのようなのですけれども、議案のとおりなののですけれども、2款2項2目で563万7,000円を263万7,000円と読んだということがございますので、563万7,000円ということで訂正をさせていただきます。申しわけございません。

- ◎日程第10 議案第 3号 農業委員会委員の任命について  
議案第 4号 農業委員会委員の任命について  
議案第 5号 農業委員会委員の任命について  
議案第 6号 農業委員会委員の任命について  
議案第 7号 農業委員会委員の任命について  
議案第 8号 農業委員会委員の任命について  
議案第 9号 農業委員会委員の任命について  
議案第10号 農業委員会委員の任命について  
議案第11号 農業委員会委員の任命について  
議案第12号 農業委員会委員の任命について  
議案第13号 農業委員会委員の任命について  
議案第14号 農業委員会委員の任命について  
議案第15号 農業委員会委員の任命について

議案第16号 農業委員会委員の任命について

議案第17号 農業委員会委員の任命について

議案第18号 農業委員会委員の任命について

○議長 日程第10、議案第3号から第18号 農業委員会委員の任命についての16件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

○市長 ただいま上程されました議案第3号から第18号 農業委員会委員の任命についてご説明を申し上げます。

農業委員会委員の構成につきましては、これまで選挙による委員及び選任による委員とされてきたところではありますが、平成28年4月1日に農業委員会等に関する法律の一部が改正され、この法改正後における委員の選任に当たっては、全ての委員について市町村長が議会の同意を得て任命することとされました。農業委員会の委員の定数につきましては、滝川市農業委員会の委員の定数に関する条例第2条の規定により16人となっており、現在の委員の任期が平成29年7月29日をもって満了を迎えることから、新たな委員として議案第3号から第18号までの石川直樹氏、岩崎秀康氏、岩谷尚之氏、内野淳志氏、太田康雄氏、荻田勝氏、菊池亨氏、木幡孝雄氏、佐藤元洋氏、中村延孝氏、畠山かおる氏、細川博史氏、本元利春氏、又村克茂氏、山岸穰氏、山口忠氏の16名の方を委員に任命いたしたいと存じますので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により本議会の同意を求めるものでございます。

16名の方の略歴書につきましては、お手元に印刷配付のとおりでございますので、ご一読いただき、ご同意賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長 長 説明が終わりました。

これより一括質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第3号から第18号の16件を一括採決いたします。

本案をいずれも同意することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号から第18号の16件はいずれも同意されました。

◎日程第11 議案第19号 損害賠償額の決定について

○議長 日程第11、議案第19号 損害賠償額の決定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長 ただいま上程されました議案第19号 損害賠償額の決定について提案理由をご説明申し上げます。

車両損傷事故に伴う損害賠償額を次のとおり決定することについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定により議会の議決を得る必要があることから提案するものでございます。

事故発生は、平成29年5月18日午前11時30分ころ、滝川市滝の川西2丁目1018番地先にて観光国際課職員が観光振興業務のため公用車両にて国道12号を北へ向かって走行中、市道滝の川東736号線の交差点において減速、停止がおくれ、赤信号で停車中の記載の方に追突し、相手方車両の後部損傷並びに相手方運転者が通院加療を要する損害賠償事故となったものでございます。損害賠償額59万3,172円につきましては、相手方車両等の物損でございます。損害賠償額は、全国市有物件共済会により補填となる予定でございます。

なお、治療費については、現在通院中のため賠償金額が確定に至っていないことから、金額確定後議会にお諮りさせていただく予定です。

このような交通事故を起こし、相手方に多大なご迷惑をかけ、心からおわび申し上げますとともに、市民の皆様にも深くおわび申し上げます。交通事故につきましては、より一層注意を促すとともに、安全運転の徹底に努めてまいります。大変申しわけございませんでした。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。清水議員。

○清水議員 それでは、1点だけお聞きをいたします。

通院加療中ということですので、いわゆる重症ということではないというふうに思うのですが、その確認をまずします。

それと、もう一点は、人身事故というのは市職員による事故としてはそれほど例はないというふうに感覚的には捉えてはいるのですが、実態として近年の人身事故の状況、件数や状況等についてお伺いいたします。

○議長 清水議員の質疑に対する答弁を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長 1点目の相手方運転者の病状ということでございますけれども、相手方が追突事故ということで首に違和感があるということで病院のほうにかかりまして、腰椎と頸椎のほうの捻挫ということで継続通院の診断がなされております。現在通院されておまして、現在五、六回ということなのですが、もう少し通院が必要ということで相手側から伝えられているところでございます。

以上でございます。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 公用車による事故で人身の件数というお問い合わせでございますが、過去5年間を見ましてもゼロ件という状況でございます。

以上です。

○議 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第19号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第19号は可決されました。

◎日程第12 議案第20号 市道路線の廃止について

○議 長 日程第12、議案第20号 市道路線の廃止についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。建設部次長。

○建設部次長 ただいま上程されました議案第20号 市道路線の廃止についてご説明いたします。

このたび廃止する緑町359号線につきましては、緑町団地建てかえ事業に伴い周辺の市道、公園を含めた環境整備をあわせて検討した結果、緑町公園の区域を変更し、整備を行うことにより、当該地区の良好な住環境及び道路環境に資するものとなるため当該路線を廃止したいとするものでございます。なお、当該路線につきましては、緑町団地内の起点から終点までの全線109メートルを廃止するものでございまして、この結果市道の総延長は478.059キロメートル、路線数は799路線となります。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第20号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、議案第20号は可決されました。

◎日程第13 議案第21号 滝川地区広域消防事務組合規約の変更について

○議長 日程第13、議案第21号 滝川地区広域消防事務組合規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 ただいま上程されました議案第21号 滝川地区広域消防事務組合規約の変更についてご説明申し上げます。

本議案の提案の趣旨につきましては、滝川地区広域消防事務組合の庁舎建てかえに伴い、同組合の事務所を移転するため同組合規約を改正したいとするものでございます。

改正内容について新旧対照表に基づき説明申し上げますので、参考資料、新旧対照表をごらんください。第4条中、組合の事務所の位置につきまして、滝川市緑町2丁目2番31号を滝川市文京町4丁目1番5号に改めたいとするものでございます。

附則として、この規約は、平成29年9月1日から施行したいとするものでございます。

以上、議案第21号の提案説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第21号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、議案第21号は可決されました。

◎日程第14 議案第22号 議員の派遣について

○議長 日程第14、議案第22号 議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、滝川市議会会議規則第13条第2項の規定に基づき議会議事運営委員会から提案されたものでありますので、この場合、説明、質疑、討論を省略し、直ちに

採決いたしたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第22号は可決されました。

#### ◎休会の件について

○議 長 お諮りいたします。

議事の都合により、6月14日から6月19日までの6日間休会いたしたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、6月14日から6月19日までの6日間休会することに決しました。

#### ◎散会宣告

○議 長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午前11時51分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員